

<ウェブサイト公開・委員配布用>

第50回子ども・子育て会議 議事要旨

日時	令和7年2月25日（火） 13時30分～15時
場所	本庁舎18階大会議室
出席者	（子ども・子育て会議委員） 関川会長、中川副会長、阿部委員、荒木委員、川南委員、下岡委員、中泉委員、西岡委員、森内委員、吉岡委員 10名 （事務局） 山本副市長、岩本子どもすこやか部長、永吉教育次長、太田学校教育部長、早崎社会教育部長、川東子どもすこやか部政策推進担当官、山口子育て支援室長、高橋児童相談所設置準備室室長、高品子ども見守り相談センター長、赤穂保育室長、西田教育政策室長、中洲学校教育推進室長、出口学校教育部次長、阿部学校教育部次長、小泉社会教育部次長、東野社会教育部次長、藤原子ども家庭課長、樽井施設給付課長、村田施設利用相談課長、辰己施設指導課長、野村保育課長、石塚子ども相談課長、三木地域支援課長、和田児童相談所設置準備室次長、斎藤学校教育推進室次長、川口母子保健課長、古井学事課長
議題	1. 第3期子ども・子育て支援事業計画案について 2. 第3期子ども・子育て支援事業計画代用計画（こども誰でも通園制度）について 3. 各施設の利用定員について 4. その他 （1）特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会について （2）幼保連携検討部会について
資料	【資料1】第3期東大阪市子ども・子育て支援事業計画素案にかかるパブリックコメント意見回答 【資料2】第3期東大阪市子ども・子育て支援事業計画案 【資料3】第3期東大阪市子ども・子育て支援事業計画案（概要版） 【資料4】計画の修正点について 【資料5】第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画 【資料6】各施設の利用定員について 【資料7】特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会について 【資料8】幼保連携検討部会資料（「公立の就学前教育・保育施設再編整備計画（中間見直し）」に係る課題整理による変更について（案））
議事要旨	<開会のあいさつ> 【議題1】第3期子ども・子育て支援事業計画案について <資料1～4に基づき事務局より説明の後、質疑応答> ●委員 私はこの会議に出席しているので、素案に私たちの意見を反映していただいていることが伝わるが、一市民としてみると、パブリックコメントの短い期間にいただいた意見への市の考え方が、この文章にしてしまうと伝わるのかと不安になる部分がある。例えば学童保育の通所時間や費用面など、意見がたくさん寄せられていると思う。今までも引き続き検討し、質の向上に向けても考えていただいていると聞いているが、実際に就労して子どもを預ける親が困っているという声に、もう少し真摯に向き合った形で答えてい

ただけるとするなら、せめて指摘は十分に理解でき早期に改善できるように検討しますというようなことを記載していただけたら、親としては嬉しいと思う。学童保育の利用料も、例えば、他市との比較だけではなく、東大阪市においても放課後等デイサービスの利用料との比較を考えると、保護者としては送迎があり利用料の安い放課後等デイサービスを使うという考えになると思うが、インクルーシブ教育の推進を掲げるという点で整合性はどうかと思う。2点気になった点を発言したが、市民が行政に対してどれぐらい信頼感が持てるのかということへの考え方を提示していただきたいと思って発言した。

●会長

パブリックコメントはこの会議に限らず、計画策定する場合に必要な手続きとなる。基本的な考え方は、これで結構だと思う。修正できないということであれば、これで結構だと思うが、市民の方、特にパブリックコメントを寄せられる市民の方は、日頃から問題意識を持っており、かつ、パブリックコメントを書く側でもとても勉強し調べてコメントをされているということが今回のパブリックコメントでも確認できるので、中泉委員がおっしゃったように、部会、会議、或いは庁内でも、この期間こういったことについて検討し、こういったことが実施できているが、今後についても、引き続きご意見に添えるよう、検討して参りますというような、ここまで検討してもらえているだとか、ここまで受けとめてもらえているということが伝わるようにコメントいただけるとありがたい。例えば、2、3 ページの留守家庭児童育成クラブについては庁内でもいろいろ検討いただいて、対応できる部分については対応してきていただいているので、その内容を紹介しながら「引き続き今後も安心して利用いただけるように質の向上、問題の解決に努めて参ります」というような説明をしていただけると、意見を読んでもらえている、庁内でも検討していただいているということが伝わるので、そういう記載にさせていただければと思う。例えば、24番や45番などは丁寧に回答されているので、このぐらいの記載をしていただくと、少なくともコメントされた方はその部分は読むので、斜め読みでこの程度の回答かと思われることのないように少し修正を検討いただければと思う。

●委員

記憶が確かではないが、第3期計画のパブリックコメント数が1期、2期と比べて非常に多いと感じている。学童保育については8件ぐらい、保育所に関してはこの50件中22、3件で、保育士人材に関することを含めるとかなりの割合で意見をいただいているということは、そうした問題が市民の非常に大きな関心になっているのだと思う。この結果もホームページでの公表でしか市民は知る由がなく、概要版なども作成しているが、東大阪としていろいろ努めていることがもう少し見える化できる方法を考えていただきたい。ホームページでの公表や、現場単位でも伝えていることはあると思うが、なかなか伝わっていないのではないかとということも気になっている。例えば5番や7番の大阪市は年間500円の利用料というのは留守家庭児童事業ではなく、文部科学省で行っている学校開放事業の利用料のことだと思う。また、この「受益者負担」という記載を、「保護者の収入に応じて」など、もう少しわかりやすい言葉の表現にできないかと思うのと、説明文自身が難しいとわかりづらいと感じた。すべての方に納得していただくのは難しいが、だからこそ、それぞれの現場の支援者も、パブリックコメントでいただいた意見に対する本市の考え方で方向性を理解していただき、直接的な対応などでさらに理解を産んでいくという工夫も必要だと改めて思った次第である。

●会長

事業計画の修正も、これを最終案で決定したいと思う。

【議事2】第3期子ども・子育て支援事業計画代用計画（こども誰でも通園制度）について

<資料5に基づき、事務局より説明の後、質疑応答>

●委員

利用者数、利用時間数、必要受入時間数等々を見て率直に利用が非常に少ないと感じている。事務局からの説明にあったように、まだまだ制度の周知が少ないという理由については、私も賛同する。先ほども冒頭で説明があったが、令和8年度から2歳児の保育料無償化が始まるということで、ますます保育に対し受け入れを増やしていくという考えが進んでいくと思っているが、この誰でも通園制度は在宅で子育てを頑張られている保護者の方に焦点を当てた施策だと思っている。利用数が少なければ、制度としてこれが正しいのか、衰退していくという形になるのかもしれないが、1つ、この在宅での子育てを頑張られている保護者に対しての施策も充実を図るように考えていただければありがたいと思う。特に、私どもの園は認定こども園に移行しているが、上の子が幼稚園に通園し、下の子が0、1、2歳で在宅で子育てされている保護者からは、時には悩んだり、時には少ししんどいという声も聴いている。そのときに気軽に預けたら、少しゆっくりできるという意見もよく聞くので、そのあたりも踏まえて計画していただけると嬉しい。

●事務局

試行的事業では利用の数が少ないため、計画数も少なくなっているが、委員がおっしゃられた在宅施策の充実の必要となるので、今後この代用計画については状況を見ながら検討していきたい。

●委員

私もこども誰でも通園制度について少し意見をお伝えしたい。国に確認したところ、やはり孤立した育児、虐待やネグレクトであるとか、そういう家庭がこども誰でも通園制度を利用して、発見をし、また助けていくということも制度の目的であると理解しており、今森内委員がおっしゃられた気軽に預けることができたらいと考える家庭層の方も一定はいると思うが、なぜわざわざこのこども誰でも通園制度が生後6ヶ月から始まるのか。特に満1歳までに虐待死が非常に多いという統計も出ている。そこに対しての対策の一つにこのこども誰でも通園制度が入っていると思うが、東大阪だけではなく全国的に結果として結びついてないと思う。特にそういう家庭の方は、近くにあるから気軽に行こうとは現状ではならない。そういう家庭ほど、園を利用しないという状態がある。国の問題として、そういう方が利用できるような何かテーマのようなもの、例えば、育児応援金が支給されるなど何かプラスアルファで入れないと、各近隣園にきていただくことはできないと思う。気軽に預けられる、子育てを支えるという部分では、従来から幼稚園では入園される前にプレ教室などで少し慣れていくための教室をされていると思うが、プレ教室にもこども誰でも通園制度を活用できるということを知り、とても幅が広いと感じている。東大阪は児童相談所の開設を進めているので、ぜひ虐待死や虐待に繋がる子どもを、東大阪で他の市よりも早期に発見し助けてあげられるという形を、オリジナルで取り組んでいただきたいと感じている。以上、要望というか、個人的な意見になるが、こども誰でも通園制度のあり方と、国が言っている内容に適した利用数が見込めないと思っており、市で

独自に何か考えていることがあれば、確認させていただきたい。

●会長

対象としている子どもたちの情報を市は持っているはずなので、実際の推計値がとどまっているのであれば、制度から漏れてしまっている人たちにどうアプローチしていくのか、そのアイデアがあるか。制度ができ、国の計算式により推計した結果だけではなく、より積極的にこの制度を生かして、従来の東大阪市の子育てのサービスが届かない人達に、特に子どもの最善利益を考え、市が関わっていくためにはもう一工夫必要ではないかというご意見だと思うが、いかがか。

●事務局

現在、試行的事業を利用されている方は、外にみずから出ることができ、申し込んで利用している方が多いと思う。令和7年に試行的事業を実施しながら、今後みずから出て来れない、SOSを出されている方にどのように案内し利用につなげていくのかということも含めて、どのように事業を展開していくのか部内でも検討を進めていきたいと思う。

●会長

毎年、計画の進捗状況については報告があるので、令和7年度、令和8年度により具体的な数字を出していただき、できれば各保育所、こども園の地域別の需要と供給の比較表のような形で、どこの地域の利用希望者が多く、また少ないのか、本来この地域であればもっと潜在的に使って欲しい人たちがいるが利用に結びついていないのかという問題が、見えるような資料を提供いただき、その上でどうしたらその人たちが利用に結びつくことができるのかという議論ができればと思う。現段階での計画は、国のフォーマットに従って計算した計画になっているので、今後の運用のあり方が重要であると思う。特に、乳児家庭全戸訪問事業で家庭を回っているの、保育所、こども園の利用におそらく結びつかず心配だと感じる家庭に、こうした事業、こども誰でも通園制度の制度がありますと、この近くであればここが受け入れているので、一度覗いてみませんかというように紹介をいただくと繋がっていくのではないかと思う。是非とも、どう運用していくのかということについても引き続きご検討いただきたい。

●委員

こども誰でも通園制度、会長がおっしゃられたこんにちは赤ちゃん訪問事業など、妊娠期からいろいろな事業メニューがある。それが必要な方に届かないという現実とのミスマッチをどのように解決していけばよいのか。児童虐待の予防的な支援をどう進めていくのかは大きな課題になっている。Web やスマホなどで調べられる人は利用できるが、それが届かない方をどう発見していくのかという時に、こども家庭センターのような包括的な支援を進めていく拠点とともに、保育園やいわゆる子育てひろばなどで普段関わっている保護者に必要な支援を発見して関わっていく地域子育て相談機関のような場所が今後もう少し身近な場所にでき連携をしていくことが必要である。また、第3期計画の61ページの利用者支援専門員、東大阪では子育てサポーターと呼ばれる専門職として採用されている支援員について、重層型支援整備体制の中の一員として、他分野の方たちとともに、地域福祉を担っていくことになると思うので、研修も含めて質の底上げを行い、現場と一緒にあって発見、コーディネートに注力していただきたい。1つの事業だけで全部を把握できれば

一番いいが、それらを合わせて、実態をどう把握していくのかというコーディネート、調整できる能力や、保育園やこども園を運営されている現場の声も聞きながら連携していくということが求められていると思う。また、支援者側の力も研鑽されていく中で、いろいろ事業が必要な方にフィットしていけばいいと思う。試行実施している事業の振り返りや、実施されてる事業者や園の方たちへ市が丁寧に説明していただけると、事業へもう一步踏み込めるというか、ちゃんと届いていくのではないかと思いつつ伺った。

●委員

第三期の事業計画素案の 60 ページとこども誰でも通園制度の部分について尋ねたい。60 ページの施設整備予定に令和 8 年が幼保連携型認定こども園を第 1 地域と第 6 地域に 2 件、小規模保育施設は第 6 地域に 1 件と記載されている。また令和 10 年にも整備数として幼保連携型認定こども園を 2 件、保育所を 1 件と記載されている。確認だが、認定こども園と保育所については既存の園に定員を増やすための増築の見込みで件数を計上しているのか。それとも新規に開設を見込んでいるのか。小規模保育施設の令和 8 年の第 6 地域の 1 件は、新たにもう 1 件増える想定なのかを教えてください。もう 1 つは、こども誰でも通園制度、子ども食堂や学習支援の件数や場所を確認すると、非常に偏っている。南北に長い地域であるのに、子ども食堂について各地域で一定の整備数を配置するということを考えておられないと感じる。こども誰でも通園制度も市として令和 8 年に本格的にスタートされると思うが、北から南までどの地域においても満遍なく整備すると考えているのか。保育園の整備については 1 から 7 までのエリアを設けて詳しく記載しているが、子ども食堂、学習支援やこども誰でも通園制度においても、人口から見てこの地域に何件必要だという計画整備を市の方では考えているのか。

●事務局

基本的には供給量の確保をしていくために、新たな民間保育施設の整備は行わず、老朽化に伴う既存施設の増改築等による定員の増加と小規模保育施設の整備により対応していく予定である。小規模保育施設は、新規で整備していく件数となる。幼保連携型認定こども園については、基本的には増改築による定員増であるが、一部幼稚園から移行する認定こども園についても 1 件計上している。地域別のところだが、だれでも通園制度については今のところ市域全体で見込んでいるが、今後は、地域によっての利用状況を検討していく必要があると考えている。

●事務局

委員ご指摘の通り、子ども食堂は西地域、特に西南の地域に偏っており、東地域、中地域は少なくなっている。子ども食堂へは、現時点では補助金事業として実施している団体に対して補助金を支出するという方法で支援をしているが、市としても東・中地域に実施していただける団体があるのか聞き取りながら、今後どうすれば東・中地域が増えていくのかを考えていきたい。現時点で計画があるということではない。

●委員

私が勤務しているところで子ども食堂を 2015 年から運用している。地域のこどもたちの居場所づくりということで、コロナ禍のときは集まらなかったが、コロナ禍が明けてから積極的に活動すると、子どもたちのニーズもあり、また全国的に子ども食堂の認知度も上

がっており、告知も細々とやっていたが、声をかけても少し前までは行っていいのかわからない、保護者に聞かないとわからないという感じてあったが、そういうことも年々少なくなり気軽に来てくれるようになり、月1回開催しているが最近で言うと50人ぐらいの参加がありとてもニーズがあると感じている。またボランティアをしたいという申し出もたくさんあり、東大阪は広いのでいろいろな場所で行われるべきだと常々思っているが、補助金が月7000円で人件費にも充ててはならないというルールもあり、食費に充てているがこの物価高で7000円では赤字が出るがなんとか行っている状況である。市とやりとりをしていないのが原因であるが来て見ていただくこともなく、もしよかったですらぜひ見に来ていただき、どんな状況か感じていただきたい。子ども食堂を新たに始めたいが、どうやって始めたらいいかわからないという話も聞くので、そのように告知をされたら、やりたい方もたくさん出てくると個人的には感じているので、ぜひ進めていただきたい。

●会長

中間見直しでこの代用計画が後日計画の中に入ってくるというようなイメージか。

●事務局

計画の方に載せることができるようになれば計画に記載する予定をしている。

●会長

子ども食堂や学習支援はその他の重点施策ということで、87ページに学習、生活の支援の中で記載されているが実施状況などは載せづらいか。

●事務局

子どもの未来応援プランという計画が別にある、そちらで進捗の報告をしている。子ども・子育て支援事業計画に事業は記載しているが、実績報告等をする予定は今のところない。

【議事3】各施設の利用定員について

<資料6に基づき事務局より説明の後、質疑応答>

●委員

資料2の60ページで小規模保育施設を令和8年に新規で1施設増えるという形で計画されているが、このように定員が減となっている中で、今年度の入所申し込み数も検討した上でも、まだ新規で小規模保育施設が必要と決定されているのか。

●事務局

令和8年度に小規模保育施設を第6地域において1件整備するとしているところの質問だと思うが、以前の子ども・子育て会議においても地域の園の中で吸収できる場所があれば協力すると幼稚園協会、私立保育会のどちらも言っていたと記憶している。アンケート調査のニーズではこの地域は3号認定の計画数を見ると利用定員ベースではマイナスとなっており、市の計画としては1件の整備の件数を上げている。

●委員

3号認定が第6地域でマイナスとなっているが、私立保育会、民間園は定数外入所という既存の定員数から少し増やして募集しているという形で、将来私どもの地域の園のことも

考え、また子どもの今の出生数や伸び率も見て新たに園を増やすというよりは定数外入所で調整しながら、既存の園が閉園にならないようにしていくのが今までの流れであり努力してきている。小規模保育施設は 19 名定員だと思うが、前の会議で 0 歳児は必要なく、1、2 歳児の 2 学年が必要と言っていたと記憶している。1 歳児 9 人、2 歳児 10 人の定員確保案というような内訳のイメージだと思うが、第 6 地域の民間保育園や認定こども園において定数外入所でカバーリングできる範囲ではないかと想像しているが、来年のことでないので現実的にどのようにお考えなのか聞かせていただきたい。

●事務局

定数外入所で受け入れに多数の園で協力いただいていることは認識している。ただ、計画は利用定員ベースで算定するため、実際には利用定員以上に受け入れていただいているが、計画において供給量を考える際は、利用定員数ベースで計算し定数外入所については数字を含めることができない。供給量がマイナスになるため、計画では整備の件数を計上せざるをえない。

●委員

現実には定数外入所で 19 名はカバーリングできる可能性は高いと思う。計画は利用定員数でしか表示できないということであれば、計画上は 1 施設を整備すると書いているが、実際は整備しない可能性は十分にあると考えていいのか。

●事務局

状況は変わる可能性があるので、現段階で整備の必要がないであるとか、必ず整備するという事は難しいが、今後の状況を見ながら検討していく。

●会長

小規模保育施設について、第 6 地域で具体的に開設したいという人はいるのか。

●事務局

実際に開設するとなれば公募で募集をする。具体的な事業所はない。

●会長

委員の指摘を踏まえると、開設の募集をするかしないかに先駆けて、第 6 地域では実際の定員外の受け入れの状況も踏まえて、小規模保育施設 19 人を新たに設置する必要があるかどうかを検討した上で、必要がないとなれば、中間見直しのときに修正すればいいと思う。定員外入所の受け入れを一旦考えないとすると、計画上は施設整備が必要だとなるが、実際のところ本当に必要かどうかはもう少し先を見て考えるという意見だと思う。

【議題 4】 その他（1）特定教育保育施設障害児入所認定審査部会について

<資料 7 に基づき事務局より報告>

【議題 4】 その他（2）幼保連携検討部会について

<資料 8 に基づき事務局より報告>

●会長

幼保連携検討部会委員を務めている委員から、補足して説明いただけるとありがたい。

●委員

午前中部会を開き、本日ここに出席の先生からもたくさん委員の方がおられるが、今事務局から資料に基づいて報告をしていただけたかと思う。結論としては、D地区の2園が令和9年度より募集停止になるということと、ここに記載されている課題も含めて決定をした。最終5歳児だけが残ってしまう事態になるため、保護者が不安を抱かないように、また集団の保育は保たれるように、周辺の民間保育園、幼稚園も含めて、合同でいろいろなカリキュラムを考え、工夫をしていくべきではないかという話も出ており、これをきっかけに、地域の保育施設の連携、接続を図れるものについては工夫していこうという話になった。もう1点は教育・保育の質について、小学校への接続も含め、行政では教育委員会と子どもすこやか部、また公立保育園・幼稚園と民間私立の幼稚園・保育園の垣根を崩し、一体になって考えていく組織をいち早く市として作っていただき、進めていくのが必要ではないかという意見があった。一体になるにあたりどうしていくかという大きなハードルもありますが、まずはそれぞれの園、私立、公立、幼稚園、保育園の垣根なく、コミュニケーションを図るようなところから進めてもらうのが一番ではないかという意見も出ていたので、早急に市でそういった組織を作っていただけたらありがたいということで部会を終えた。

●委員

私も参加していたが、小学校に見学や体験などの機会を、まず市の管理のもとで案内してほしいということ、私からも要望としてお願いしている。学区の校長先生から、見学などに呼んでもらう幼稚園や保育園も一定あると聞かすが、呼ばれない学区ではこちらからアポイントをとらないと参加ができないというような温度差があるという実態も午前中の会議の中であることができた。市の方で管理してまとめていただき、公立の先生も民間の先生も同じ見学会に参加でき、同じものを見て、そしてどう感じたのかということについて交流をしていくことから、価値感がどんどん整いついてくるのではないかと期待している。あまり難しく構えず、一気にやりましょうということよりも、年間、1回、2回、3回と進めていき、卒園したその後の子どもたちが小学校でどんなふうに成長しているのか、小学校の先生もどんな保育園、幼稚園でこの子は育ってきたのかというところをみるような、互いに交流する場を市の方が中心に年間計画を立て、園へ案内を行い、各施設が積極的に参加をしていけば参加する園数も増えてくるのではないかと考えており、そういうふうになればと願っている。

●会長

むしろ大切なのは、午前中出席されている委員たちから提案のあった内容をしっかり制度として実現できるような体制づくりをお願いする。実際に見学だけではなく、小学校の先生、或いは幼稚園、保育園、こども園の先生方が合同のワークショップで、3、4、5歳から6、7、8歳の子どもの育ちを一体的なものと考え、お互い意見、要望を議論する場づくりなどもぜひ行っていただければと思う。

<閉会挨拶・閉会>